近江八幡市立八幡小学校いじめ防止基本方針

令和6年(2024年)4月改訂

1. はじめに

いじめは決して許されない行為であり、いじめられている児童がいれば最後まで守り抜き、いじめをしている児童にはその行為を許さず毅然とした態度で指導していく必要がある。

本校ではすべての職員が「いじめは、どの学校 ・ どの学級でも起こりうる」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定し、取組の充実を図っていく。

いじめ防止基本方針に基づく対応を徹底することで、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となるように努める。

2. いじめをどうとらえるか

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為 (インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

(いじめ防止対策推進法 第2条)

- (注1)「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等該当児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人間関係を示す。
- (注2)「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、 嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。
- (注3) けんかやふざけあいであっても、見えないところで被害が発生している場合もある ため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該 当するか否かを判断する。
- (注4) いじめへの対処方法として、状況に応じて見守る、「いじめ」という言葉を使わず 指導するなど柔軟に対応することもある。(軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加 害者が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合な ど)ただし、これらの場合も、法が定義するいじめに該当するため、学校のいじめ対 策組織へ情報共有することになる。

(2) いじめの態様

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・SNS等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

(3) いじめの構造と特徴

- ①いじめはいじめる側(加害者)といじめられる側(被害者)だけでなく周りではやし立てたり面白がったりする存在(観衆)と、周辺で黙ってみている存在(傍観者)を含めた四層構造の中で起こる場合が多い。
 - ・いじめられた側から見れば、観衆も傍観者も含め、周りがすべて加害者と認識されることがある。
 - ・傍観者も群衆もいじめがあることを苦にしながら、仲裁したり訴えたりすることが 難しい状況に置かれていることも考えられ、加害者以外すべて被害者と見る場合 もある。
- ②いじめはもともと見つけづらい特性があり、事実認定が難しいもの。
 - ・加害者が認めない場合や、直接行動せず、指図だけする場合がある。
 - ・被害者が気づいていない、気づいても認めたくない、認めても声に出せない(相談できない)ことがある。
 - ・多くの人が見ていても、様々な関係性の中で、なかなか認識が一致しないことがある。
 - 子どもの力関係が心理面で反映され、真実を語れない。
 - ・「ふざけていただけ」「冗談でした」などの言い訳のトリックが存在し、真実が見え にくいときがある。
- ③いじめはお互いの人間関係から生じる歪み。
 - ・いじめは行為だけでなく、お互いの関係性で、意味や程度が変わってくる。
 - いじめはお互いの力のアンバランスによって生じる。
 - 誰もが被害者にも加害者にもなりうる流動的なもの。
- ④いじめは第三者に打ち明けたり、訴えたりしづらく、心身に多大な影響を与えるもの。
 - ・周りの人から何か言われることで、いじめられた本人が「自分が悪い」と思う気持ちになったり、いじめを認めること自体が心の傷となったりする。

- ・「これはいじめではない。いじめられてはいない。」と自分自身で思うことで心のバランスを保っていることがある。
- ・自尊感情がひどく傷つく。
- ・身近な人だからこそ、かえって相談できない場合がある。

(4) 本校のいじめに対する11の基本的姿勢

- ①いじめは重大な人権侵害であり、かつ命に関わる問題であるので、絶対に許されるものではないという強い姿勢を持って指導していく。
- ②いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうるものであるという 危機意識を持って児童に接する。
- ③いじめを許さない、黙って見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ④児童一人ひとりの自尊感情を育み、自己有用感を高める教育活動を推進する。
- ⑤個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的、形式的に行うのではなく、 いじめられた子どもの立場に立って行う。
- ⑥いじめられた側の立場に立って、児童の辛さ、保護者の辛さを共感的に受け止めて指導に当たる。
- ⑦児童の普段の言動やアンケート調査・個別面談から、児童一人ひとりの状況の把握に 努め、発達支持的生徒指導に努める。
- ⑧いじめが発生した場合、迅速かつ組織的に対応する。いじめの内容によっては、当該 児童の安全を確保するとともに、学校内だけでなく保護者、関係機関や専門家と連携 し、情報を共有しながら指導にあたる。
- ⑨加害者の加害行為を止めるため、その行動の原因や背景の理解につとめたうえで適切な指導で再発を防ぐ。
- ⑩児童自身が主体となって、いじめのない学級・学校づくりの取組ができるよう指導、 支援する。
- ①家庭・保護者に対して、いじめ防止に関わることについて啓発を行う。

3. いじめ未然防止のための取組

(1) 学校の組織

「いじめ防止対策委員会」(管理職、教務、生徒指導主任、教育相談担当、児童支援加配、養護教諭、当該学級担任、当該学年主任、SC、SSW) を組織し、いじめが起こったとき、又はいじめの未然防止に関する措置を実効的に行う。

(2) いじめの未然防止

いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえて、全ての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止の活動に取り組む。

- ①全教育活動(教科・総合的な学習の時間・道徳や特別活動)を通じて、人権教育を 進める。
- ・いじめや差別を絶対に許さないことを、日常の教育実践の基本として取り組む。
- ・人との出会いを大切にし、人々の生活や生き方に学ぶ学習を進める。
- ・「いじめは絶対に許さない、いじめられている人を守り通す。」ことを保護者や児童 に宣言する。
- ・児童が主体となって「いじめをしない、させない学校づくり (仲間づくり)」の取組が実践できるよう指導、支援していく。
- ②学ぶ喜びのある授業の創造に努めます。
- ・わかる授業、魅力ある授業の創造に努め、基礎、基本の定着を図ると共に、主体的 に学習に取り組む態度や学習に対する達成感を育む指導に努める。
- ・自ら考え行動するための基盤となる力(読み取りや聞き取り、ものごとを深く考えるなど)を培う学習を進める。
- ③自己肯定感や自己有用感を育む取組を進める。
- ・授業や活動を通じて、互いの違いを認め合い、協力し助け合う関係作りを進め「自 己肯定感」「共感的人間関係」「自己決定の力」を育むように努める。
- ・人との関わりを身に付けるためのソーシャルスキルトレーニングや人とつながる 喜びを味わう体験活動を充実させ、「豊かな人間関係を育む力」を培う学習を進め る。
- ・どの児童にも「だめなことはだめ」と毅然と言い切るとともに、「良いところ」は しっかりとほめる指導を徹底する。
- ④職員研修や生徒指導・教育相談体制の充実に努めます。
- ・いじめや差別などの人権に関わる職員研修を実施し、教員自らの人権意識を高める取組を進める。
- ・校長のリーダーシップのもと、「報告」「連絡」「相談」を学校内で十分機能させ、 速やかな方針決定とそれに基づく校内体制の強化を図る。
- ・スクールカウンセラー (SC)、スクールソーシャルワーカー (SSW)、訪問教育相談 員、市教委、外部関係機関との連携を図りながら、児童の指導や問題解決にあた る。
- ⑤保護者・地域との連携を進める。
 - ・児童や保護者が気軽に相談できる関係づくりに努める。
- ・いじめは学校外においても起こり得ることを認識して、あいさつ運動や見守り活動など地域の青少年健全育成の取組と連携しながら学校外での児童の実態把握に 努める。
- ・児童が地域の行事に積極的に参加するよう呼びかける。
- ・学校評価において、いじめに対する取組が適切に行われているか検証する。

(3) いじめの早期発見

- ①日常的に鋭いアンテナを張り、些細な言動、表情、行動の変化を見逃さないように努める。
 - ・挨拶や声かけを積極的に行うなど児童とのふれあいに努める。
 - ・子どもの書く作文や日記、ノート・持ち物等に気を配り、児童理解に努める。
 - ・児童の様子に変化が見られる場合には、児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、問題の早期解決を図る。
- ②年3回「子どもアンケート」を実施し、子どもの悩みや人間関係、いじめに対しての相談などを分析し、いじめの早期発見の手立てにする。毎回アンケートをもとに面談を行うが、2学期は面談以外に「先生とのお話タイム」を全校同時に4時間取り組み、和やかに笑顔で過ごす時間を設け、担任との関係つくりに役立てる。
- ③教育相談体制の充実に向けて、担任が児童との信頼関係を築き相談しやすい雰囲気づくりに努める。また、教育相談担当や教育相談員、SC・SSW 等による教育相談日を設けて、児童や保護者が気軽に相談できるようにする。
- ④気になる児童の様子については、担任一人で抱え込まず、各学年担任、専任部、養護 教諭、管理職等で日常的に情報交流をしていく。必要に応じて、いじめ防止対策委員 会で対応策を検討して指導にあたる。

(4) いじめが起こった場合(確認出来た場合)の対処

- ①いじめの発見もしくは訴えがあれば、速やかに組織的に対応する。
 - ・いじめを発見した者や訴えを聞いた者は、すぐに学年主任、生徒指導主任、教育相 談、管理職に報告する。
 - ・学校長指揮のもとに、速やかにいじめ防止対策委員会を開き、いつ、誰が、どのように事実確認するのか役割分担などの打ち合わせを行う。
 - ・児童への事実確認は児童の状況を配慮して個別に行い、内容を照合する。
 - ・速やかに事実確認の集約を行い、短期・中期・長期に分けて対応策を立てる。
 - ・対応策を教職員が共通理解するとともに、該当の児童やその保護者に説明し、理解 と協力を求める。
 - ・教育委員会に適切に報告するとともに、関係機関や地域の協力も得ながら、いじめ 解消に向けた具体的な道筋を示す。
 - ・犯罪行為と取り扱われるものと認めるときは警察と連携する。
- ②いじめを受けた児童を守りきる。
 - ・まずは、十分話を聞き、「絶対に守りきる」ことを約束して安心感を与えながら指

導にあたる。

- ・本人及び保護者に「事実の報告」を行い、「解決に向けての具体的プラン」を示して理解と協力を得ていく。
- ・状況に応じて、SC・SSW などの専門家と連携した対応を行う。
- ・いじめを受けた児童が安心して学習できる環境づくりに努める。
- ・いじめ解消後も注意深く見守り、安心感をもたせながら継続的な支援を行う。
- (注) いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされていることが必要となる。
 - * いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットの通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していることが必要である。相当の期間とは、少なくとも3ヵ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、いじめ防止対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

- * 被害児童生徒が心身の苦痛を感じておらず、安心・安全な生活が送れていることいじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめにより心身の苦痛を感じていないと認められることが必要である。被害児童生徒本人およびその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
- ③いじめを行った児童が深く反省し、二度といじめを繰り返さない指導を行う。
 - ・時間、場所、内容、人数、背景など正確な事実確認を行う。
 - ・中立的、受容的に対応し、いじめは許されないという毅然とした態度で指導する。
 - ・いじめの言動の背景にあるものをつかみ、その課題の解消にむけて取り組む。
 - ・状況に応じて、スクールカウンセラーなどの専門家と連携した対応を行う。
 - ・被害児童の辛く悔しい気持ちを理解させ、心からの謝罪が行われるよう指導し、再 発防止に努める。
 - ・保護者に「事実の報告」を行い、理解と協力を得ながら児童に徹底した指導、支援 を行う。
 - ・いじめ解消後も、再発する可能性が十分にあることを踏まえながら、注意深く継続 した見届けを行う。
 - ・必要に応じて出席停止などの措置を検討する。
- ④ 傍観者に、いじめをなくすための行動がとれるよう指導する。
 - ・見て見ぬふりをしたり、自分とは関係のないことと考えたりすることは、いじめを

容認したことになるということを深く考えるよう指導する。

- ・自分の問題としてとらえ、仲介者としての働きを含め、今後、自分はどうすべきかまた、学級・学年としてどうすべきか深く考えるよう指導する。
- ⑤保護者への説明責任を果たす。
- ・いじめを受けた児童、行った児童ともに、保護者に必ず「事実の報告」を行い、「解 決に向けた学校の取組」について、理解と協力を求める。
- ・いじめを行った児童と保護者には、「いじめは絶対に許されないこと」「いじめをしてはいけないこと」などについて、いじめを受けた側の思いが理解できるよう話し合う。
- ・いじめ防止対策委員会判断のもと、状況に応じて保護者会の開催を検討し、開催する場合には、いじめの事実と学校の対応、取組について説明し、理解と協力を求める。
- ・いじめに係る行為が止んでも、相当の期間(少なくとも3か月)継続して状況把握 に努め、保護者に報告する。
- ・いじめが解消している状態になっても、適宜、学校での様子を保護者に報告する。
- ⑥ネット上のいじめに対しては、関係機関と連携しながら取り組む。
 - ・SNS 等への不快な書き込みが発覚した場合は、書き込みの内容や日付を記録・保存 し、発信者等へ削除依頼を行って削除を確認する。削除できない場合には、警察や 法務局に相談する。
 - ・書き込んだ児童本人への指導、保護者への連絡をし、再び同じ事が起こらないよう 家庭の協力を得て取り組む。
 - ・児童・保護者に対して、情報モラル、スマートフォンやパソコンについての危険性、フィルタリングサービス利用の徹底等、危険から身を守る知識と技術を身につけられるように啓発していく。

4. 重大事態への対処

1. 学校または教育委員会による調査

(1) 重大事態の発生と調査

- ①重大事態の定義
 - ・いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認め るとき
 - いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
 - (注) 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが児童が一定期間連続して欠 席しているような場合も、教育委員会または学校の判断で重大事態と認識する。
 - ・児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき

(申立てがあった時点で、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。)

②重大事態の報告

・上記に該当する事案が発生した場合には、いじめ防止対策委員会で事実確認を正確 かつ迅速、組織的に行うとともに、直ちに教育委員会に報告する。

③調査を行う組織

・学校が組織した「いじめ防止対策委員会」または市長部局が設置した「いじめ問題 調査委員会」で調査を行う。

④事実関係を明確にするための調査の実施

- ・重大事態に至る要因となったいじめ行為が、「いつ頃から」「誰から行われ」「どのような態様であったか」「いじめを生んだ背景事情」「児童生徒の人間関係にどのような問題があったか」「学校、教職員がどのように対応したか」などの事実関係を可能な限り調査する。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・被害児童・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫しながら調査を進める。 また、事案の重大性を踏まえて、関係機関とも適切に連携して対応にあたる。

⑤いじめられた児童生徒が死亡した時の対応

- その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。その際、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。
- ・ 遺族の要望・意見を十分に聴取する。
- ・ 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・ 遺族に対して主体的に、在校生への調査の実施を提案する。その際、調査の目的・ 目標、調査を行う組織の構成、概ねの期間、方法、入手資料の取扱い、遺族への 説明の在り方、調査結果の公表に関する方針について、できる限り、遺族と合意 しておく。
- ・ 資料や情報は、できる限り、偏りのないよう、多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、専門的知識及び経験を有する者の援助の下、客観的、総合的に分析評価を行う。
- ・ 学校が調査を行う場合において、教育委員会及び学校法人は、情報の提供について必要な指導及び支援を行う。
- ・情報発信、報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供を行う。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖の可能性があることなどを踏まえ、WHOによる自殺報道への提言を参考にする

(2)調査結果の報告および提供

- ①調査結果について、学校は市教育委員会に報告する。
- ②いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について説明する。

③情報の提供にあたっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し適切に提供する。